

令和5年第4回広島市農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和5年3月30日(木) 開会 午後1時30分
閉会 午後2時05分

2. 場 所 東区地域福祉センター 3階大会議室

3. 委員定数 19名

4. 出席委員 17名

1	福島 幸治	2	鍛冶山 正照	3	己斐 潔
4	山本 香織	5	溝口 憲幸	6	上垣内 保之
7	浅元 恒夫	8	岩重 隆弘	9	下谷 邦代
10	佐藤 和夫 (欠席)	11	高島 辰也	12	沼田 聖
13	谷口 憲	14	船本 良江 (欠席)	15	河野 芳徳
16	山縣 由明	17	吉田 米治	18	奥田 一成
19	児玉 一成				

5. 欠席委員

10番 佐藤 和夫 14番 船本 良江

6. 議事録署名者

9番 下谷 邦代 11番 高島 辰也

7. 職務のため出席した事務局職員

事務局長	大畦 裕之	事務局次長	小路 和典
主幹(事)主任	平木 周二	主 査	中川 寛子
主 事	山崎 智晴		

8. 総会議事日程

・その他

(1) 広島市農業委員会事務局規程の改正について

(2) 広島市農業委員会が保有する保有個人情報の開示等に関する規程の制定
について

- (3) 「農地法等に基づく広島市農業委員会会長の処分に係る審査基準等について」
の一部改正について

議 事

議 長（福島会長）

こんにちは。急に臨時総会になり、大変な時期でありますけれども、よろしくお願ひいたします。

それでは、令和5年第4回広島市農業委員会総会を開会します。

本日の欠席は、10番、佐藤委員、14番、船木委員です。出席者が過半数に達しており総会は成立します。

まず、議事録署名者を指名します。9番、下谷委員、11番、高嶋委員、お願ひします。

それでは、審議に入ります。議案第1号、広島市農業委員会事務局規程の一部改正について、事務局から説明をお願ひします。

事務局（山崎主事）

議案第1号、広島市農業委員会事務局規程の一部改正について説明します。

農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律が令和5年4月1日に施行されることに伴い、農地法の一部が改正されたため、農業委員会事務局規程の一部を改正するものです。それでは、議案の1ページから2ページをご覧ください。改正内容は、事務局次長の専決事項である農地転用届出の条項が繰り上げられ、第7条第2項中、第4条第1項第8号を第4条第1項第7号に、第5条第1項第7号を第5条第1項第6号に改めるものです。

以上で議案第1号の説明を終わります。

議 長

ただいま事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質問等はございますか。

（委員：意見なし）

議 長

意見がないようですので、原案のとおり決定してよいでしょうか。

（委員：異議なし）

議 長

異議がないので、案のとおり決定し、令和5年4月1日から施行いたします。

続きまして、議案第2号、広島市農業委員会が保有する保有個人情報の開示等に関する規程の制定について、事務局から説明をお願ひします。

事務局（山崎主事）

議案第2号、広島市農業委員会が保有する保有個人情報の開示等に関する規程の制定について説明します。個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、本市では、本年3月16日に新たに広島市個人情報の保護に関する法律施行条例が公布されました。これに伴い、新たに広島市農業委員会が保有する保有個人情報の開示、訂正及び利用停止について必要な事項を定めようとするものです。内容は、議案の3ページから4ページにありますとおり、開示請求書等の様式、開示の制限等について規定しています。

なお、5ページから8ページにあります現行の広島市個人情報保護条例が廃止されるため、この条例に規定する開示、訂正および利用停止に関する事項を定めた広島市農業委員会が保有する保有個人情報の開示等に関する規程、平成13年広島市農業委員会規程第5号を廃止するものです。

以上で議案第2号の説明を終わります。

議 長

ただいま事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質問等はございますか。

吉田委員

先ほどの1号議案もですが、もう少し丁寧な説明がいただけたらと思うのですが、どうでしょうか。

上垣内委員

かいつまんで、こういうところが変わっていますよ、という要旨を言ってもらえればよいのですが。実際問題、何号、何号と言われても、ちょっとよく分からないので。

議 長

主な変更点について、説明をお願いします。

事務局（中川主査）

今の2号議案の、「広島市農業委員会が保有する保有個人情報の開示等に関する規程の制定について」ですが、地方自治体の個人情報の取り扱いについては、本市を含め、各地方自治体から地域の実情に応じた独自の個人情報保護条例が制定されており、これまで運用されてきました。

しかしながら、令和3年5月、デジタル社会の形成を図るための関係法律の制度に関する法律の制定により個人情報の保護とデータの利活用の両方を目的とした改正個人情報保護法が公布され、地方自治体も新法の適用対象となり、個人情報の取り扱いについて、全国共通のルールが適用されるということになりました。新しい法律が本年4月1日に施行されることになっており、本市では、本年3月16日に現行の広島市個人情報保護条例が廃止され、新しい法律の施行に必要な事項を定める広島市個人情報の保護に関する法律施行条例が公布されました。市長部局においては、新しい条

例にかかる施行規則を3月22日に公布したところであります。新しい個人情報保護法を施行するために農業委員会においても同様の規程を設定するものです。これで説明を終わります。

沼田委員

具体的に大きく変わったところがあるのですか。

事務局（小路次長）

変更点としましては、各自治体の条例で決めていたものが法律で規定されることになりました。それに伴って、今までの条例がなくなり、新しく条例ができました。条例とか規則とかで定めていたものが、法律の方に規定され、不必要になったところもありますので、それを除いたような形に今回なっています。5ページにある、今ある規程と比べると、今回お諮りしている規程は条数が少なくなっています。法律で規定されている部分は除きまして、必要な部分だけ3条に絞って、新たに制定しようとするものです。

議 長

他にありますか。

（委員：意見なし）

議 長

原案のとおり決定してよいでしょうか。

（委員：異議なし）

議 長

異議がないので、案のとおり決定し、令和5年4月1日から施行いたします。

続きまして、議案第3号、「農地法等に基づく広島市農業委員会会長の処分に係る審査基準等について」の一部改正について上程します。事務局の説明をお願いします。

事務局（山崎主事）

議案第3号、農地法等に基づく広島市農業委員会会長の処分に係る審査基準等についての一部改正について説明いたします。議案の9ページをご覧ください。

提案理由にありますとおり、広島市農業委員会では、広島県が策定した農地法関係事務処理ガイドラインを準用して、事務処理の基準としています。この度、令和5年3月28日に広島県がガイドラインを改正し、4月1日から適用となります。今回は法改正に伴うものであり、4月1日に改正する必要があることから、審査基準の一部を改正することについて、本総会に上程するものです。

主な改正内容は、議案のとおりです。はじめに農地法の改正に伴うものです。1番

は、下限面積廃止について、下限面積に関する部分を削除しています。また、これに伴い、小面積の農地取得の申請が予想されることから、他の要件の判断において留意すべき事項を記載しています。農地の権利移動の審査基準の改正内容については、10ページ以降に掲載しています新旧対照表の17ページ以降をご覧ください。

次に、2番は、その他法律の改正についてです。改正に伴う法律名の変更等に対応して修正しています。

次に、3番は、表現、説明の見直しです。内容の実質的な変更はありませんが、次のような点について表現や説明を見直しています。

用語・定義・要件の明確化。次に、例示を基本的に削除。例示は基準ではなく、例示したものでも個別事案では許可できない場合もあり得るためです。次に、事務処理要領に近い説明を基本的に削除。重要な説明ではあるが長いものについては、別紙・補足説明として最後にまとめています。最後に、一時転用について整理。期間を10年以内にできる場合、再許可できる場合等を最後にまとめております。

改正した審査基準につきましては、4月5日の総会開催時に、皆様に配付させていただきたいと考えています。以上で議案第3号の説明を終わります。

議 長

ただいま事務局から説明がありました。ご意見、ご質問等はございますか。

(委員：意見なし)

沼田委員

会長、これは今聞いて、今すぐ判断出来るものではないし、読む時間もありません。そして、これは審議してどうなるものなのですか。

議 長

農業委員会の総会で承認しないと、決定できません。ただ、農業委員会が許可しないとえば、ただそれだけのことだと思います。

沼田委員

私たちは読みもしないで「はい」と言っておけば良いのですか。「分かりました」と言えば良いのですか。

議 長

それだと困るのですが。

吉田委員

現行を変えていこうとしているのですよね。これはどこの部署で作成しているのでしょうか。

事務局（山崎主事）

これは、広島県の就農支援課が作成しておりますので、このガイドラインは、元をたどると、国の事務処理基準に基づいていますので、内容については国の基準となっています。それに基づいて県が変更し、そして市が変更する、という流れになっております。

吉田委員

広島市として、あるいは農業委員会としては、手を加えていない。基本的には県でやっている。ということは、県内の各自治体の農業委員会も、ほぼ同じ内容ということです。

もちろん国主導のものでありますから、全国同仕様ですよね。だから、これ以上の意見を加えて修正するというのは難しいですよ。

議 長

農業委員会で簡単に決められないと言っては語弊があるのですが、国や県の方針で決まっていますので、これを通すか通さないかと言われても、なかなか難しい問題です。協力していきたいと思っております。

己斐会長職務代理者

農業委員になった時に、事務局からもらっています農地法等に基づく審査基準云々という冊子。これが変わるのですよね。

事務局（山崎主事）

そうです。今回総会で承認されますと、改正され、次回の4月総会の時に皆様に新しいものを配付します。

議 長

そういうことなので、原案のとおり決定してよいでしょうか。

（委員：異議なし）

議 長

異議がないので、案のとおり決定し、令和5年4月1日から施行いたします。なお、改正した審査基準は4月の総会開催時に配付させていただきます。

これで令和5年第4回総会を終了します。次回の総会は、令和5年4月5日水曜日午後1時30分から、東区役所5階研修室で行う予定です。

それでは、鍛冶山会長職務代理者に閉会のあいさつをお願いします。

鍛冶山会長職務代理者

年度末のお忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。

こちら4月1日からの施行ということで、臨時に集まっていただきまして、これだけの皆さん、本当にありがとうございました。また5日に総会がありますので、万障繰り合わせてぜひ出席していただきますようよろしくお願いいたします。本日はどうもお疲れ様でした。